



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

- 改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されます
- 令和5年度 心のバリアフリーを広げるポスターと標語の募集
- ご利用ください！ 県政出張講座

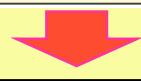
事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されます

障害者差別解消法の一部改正

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

令和3年の法改正により、民間事業者の障害者への合理的配慮が、「努力義務」から「法的義務」に変わりました。



 **法的義務** 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。

令和3年6月4日、事業者に障害者への合理的配慮を義務付けることなどを定めた、障害者差別解消法改正法が公布され、令和6年4月1日に施行されます。

これに伴い、内閣府において、障害者差別解消のための基本的な考え方を示す「基本方針」が改定されました。

今年度中には、国の各省庁が、事業者等に対し個別の場面での具体的な対応例を示した、「対応指針」の改正を行う予定です。

山梨県でも、改正法の施行に向け、「障害者差別の解消」や「合理的配慮の提供」がより推進されるよう、現状の課題を整理し、効果的な取組について、検討を進めて参ります。

障害者差別解消法の主な改正点は次の3点です。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

主な改正点3つのうち、特に2点目の改正点が民間事業者に関わることとなりますので、十分な対応が必要となります。また、合理的配慮の提供に際しては、建設的対話・相互理解の重要性が挙げられています。行政機関・事業者が合理的配慮の提供を求められた場合には、社会的障壁を除去するための**必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくために、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努める**ことが重要になります。

3点目については、障害者差別・合理的配慮の提供に対しての周知、相談体制の整備と周知が課題となります。障害者差別・合理的配慮の提供についての周知については、県政出張講座などを通して進めていきたいと思っております。相談体制の整備と周知については、前号で紹介しましたが、県では各市町村に障害者差別地域相談員を委嘱するなど、相談体制を整えているところですが、地域相談員の認知度があまり高くないという声を聞きますので、どのように周知していくのが、今後の課題となります。



令和5年度 心のバリアフリーを広げるポスターと標語の募集

◆今年も心のバリアフリーを広げるポスターと標語を募集します。◆

募集内容：心のバリアフリーや障害者週間のことを広めるためのポスターと標語

募集期間：令和5年7月3日（月）～9月1日（金）

応募資格：小中学生の部 山梨県内の小学校又は中学校に在籍する者
一般の部 山梨県内に居住する者

応募方法：（１）ポスター 郵送または持参
（２）標語 郵送、持参、電子メール

応募先・問い合わせ先：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県福祉保健部障害福祉課企画推進担当 宛

メールアドレス shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

電話番号 055-223-1460 FAX番号 055-223-1464

作品の審査は、県庁内の選考委員会で、各部門別に優秀賞1点と佳作数点を選定します。

※ポスター・標語の応募をする際には募集要項を必ずご確認のうえ、記載事項等に漏れないようご注意ください。

※応募作品は未発表のものとし、1人1点に限る。

「山梨県 心のバリアフリー」でも検索できます。

*応募規格や注意事項等は、募集要項、または山梨県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/kokoronobarrierfreesuisiniigyou.html>

9月1日（金）募集締切！
多くの方々の
ご応募をお待ちしています。



令和4年度

優秀賞受賞作品（小中学生の部）



気づかいと
一人一人の尊重が
共生社会への第一歩

ポスター：中山 京香さん（春日居中学校）
標語：小山田茶味さん（忍野小学校）

令和4年度

優秀賞受賞作品（一般の部）



1 差別を、
しないさせない
ほっとかない
2 他者を、
理解する
思い遣る
尊重する

ポスター：鷲木 瑚那さん（駿台甲府高校）
標語：福元 秀さん



令和4年度小中学生の部佳作



令和4年度一般の部佳作

ご利用ください！ 県政出張講座



県政出張講座は、県政について知っていただくために、県の職員が皆さんのもとへお伺いして、事業や施策についてわかりやすく説明するとともに、皆様のご意見を聴かせていただくものです。

☆対象：県内に在住、在勤、在学されている方の、概ね20名以上の集まり（自治会・企業・サークルなど）

☆テーマ：「やまなし心のバリアフリーの推進」

福祉、障害者差別、共生社会、バリアフリーとユニバーサルデザイン、心のバリアフリーなど

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ここ2、3年は、講座の開催が少なくなっています。是非お声をかけていただき、障害者福祉について考える機会としていただきたいと思います。

表面の記事でも述べましたが、障害者差別、合理的配慮の提供について、多くの方に関心を持っていただき、共生社会の実現に向けて考える機会にもなればと考えます。

昨年度の鵜沢小学校での様子



今年度初めての県政出張講座

今年度初めての県政出張講座を、6月23日(金)に行いました。甲斐市の民生委員障がい福祉部の方がたに、お話を聞いていただきました。今後もこのような場が増えてくれることを期待しています。

イベントなど

「ユニバーサルファッションショー」

日時 令和5年7月29日（土）13:00～15:00

場所 イオンモール甲府昭和店1階 さくら広場

文責：小野恭子 ・ 渡辺良仁(山梨県障害者差別解消推進員)